

## 議案第29号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月6日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第4号

専 決 処 分 書

大田原市税条例の一部を改正する条例の制定については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

大田原市長 相馬 憲一

大田原市税条例の一部を改正する条例

大田原市税条例（昭和30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
<p>（市民税の申告） 第36条の2（略） 2～8（略） 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人</p>	<p>（市民税の申告） 第36条の2（略） 2～8（略） 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内にその名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人</p>

を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）

第59条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) （略）

2 （略）

（種別割の税率）

第78条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）

第59条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) （略）

2 （略）

（種別割の税率）

第78条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。））又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。））又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ （略）

(2)・(3) （略）

（種別割の減免）

第85条 （略）

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次\_\_\_\_\_に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの\_\_\_\_\_  
\_\_又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

（新設）

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの\_\_\_\_\_又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ （略）

(2)・(3) （略）

（種別割の減免）

第85条 （略）

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) （略）

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所

の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力（第78条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

(6)～(8) (略)

3 (略)

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第86条 市長は、次\_\_\_\_\_に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有する者又は精神に著しい障害を有する者で規則で定める者（以下「身体障害者等」という。）が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等が運転するもの

(2) 身体障害者等又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等のために当該生計を一にする者又は当該常時介護する者が運転するもの

の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力\_\_\_\_\_

(6)～(8) (略)

3 (略)

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第86条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有する者\_\_\_\_\_で規則で定める者（以下「身体障害者」という。）が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者が運転するもの

(2) 身体障害者若しくは精神に著しい障害を有する者で規則で定める者（以下「精神障害者」という。）又は当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者

(3) (略)

2 (略)

3 第1項第1号又は第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、規則で定める書類等及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6)・(7) (略)

4 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示

等のために当該生計を一にする者又は当該常時介護する者が運転するもの

(3) (略)

2 (略)

3 第1項第1号又は第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、規則で定める書類等及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）

\_\_\_\_\_を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6)・(7) (略)

(新設)

したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

#### 5・6 (略)

(特別土地保有税の減免)

#### 第127条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申告書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

#### 3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第135条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

#### 4・5 (略)

(特別土地保有税の減免)

#### 第127条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申告書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

#### 3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第135条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 (略)

2～15 (略)

16 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

17・18 (略)

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 (略)

2～12 (略)

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) (略)

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 (略)

2～15 (略)

16 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

17・18 (略)

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の3 (略)

2～12 (略)

（新設）

15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

#### 14・15 (略)

(商業地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の減額)

第13条の3 令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税に限り、商業地等に係る当該年度分の固定資産税額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について附則第12条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額又は商業地等調整固定資産税額とする。以下この条において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額する。

(1) 令和6年度 当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に100分の110(以下この条において「負担上限割合」という。)を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)第1条の規定による改正前の地方税法第349条の3又は附則第15条から

#### 13・14 (略)

(商業地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の減額)

第13条の3 令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税に限り、商業地等に係る当該年度分の固定資産税額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について附則第12条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額又は商業地等調整固定資産税額とする。以下この条において同じ。)が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額する。

(1) 令和6年度 当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に100分の110(以下この条において「負担上限割合」という。)を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地

第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る令和6年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

(2)・(3) (略)

等に係る令和6年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額

(2)・(3) (略)

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大田原市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第78条（第1号に係る部分に限る。）及び第86条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。